

法案修正に係る議案の提案理由等

2025. 4. 14
日本学術会議

第一部
法学委員会

川嶋四郎

3月28日の会員説明会において「**政府の見解**」を聴き、その後、第8回法学委員会を開催した。

その結果、**法学委員会**として、**—法学的見地から考えても、2025年3月17日付「日本学術会議法案に対する評価」(追加資料)**を変更する必要性は全くなく、現在でも、その評価内容は妥当性を有することを確認した(法学委員会、第8回議事要旨参照)。

その周知化と共に、下記の「**議題**」の提出を企画

* なお、この間、私たちが「法学者としての良心と情熱」から、多くのことを語ってきましたが、もしもその中の言葉に不快な思いをされた方がいらっしゃれば、心からお詫びいたします。

日本の学術の未来のために、今少し耳を傾けていただければ幸甚です。

議案は、「国会における日本学術会議法案の修正」を求めるもの

内容としては、「日本学術会議法案は、5要件を充足しておらず、5項目の懸念を払拭できていないので、国会に対して、同法案の修正を求める旨の決議を行うこと」

4月12日(土)現在 提案賛同者 **56名** (30名以上で議案提出可能)
(内訳: 第一部 48名、第二部、7名、第三部、1名)

- * 全員声掛けは、第一部のみ
- ・これまで、第二部・第三部の先生方には、
公式に一斉送信ができていないのは、遺憾。
- ・全会員が、重要な法案検討資料に基づき熟議・熟考する機会の保障は？
- ・提案関係では、手続保障が限られた中で、将来の日学のために…

提案理由

「2025年3月7日に閣議決定された日本学術会議法案は、私たち日本学術会議が内閣府に対して確保を求めていたナショナル・アカデミーの5要件における実質的な核心部分(①国家財政支出による安定した財政基盤、②活動面での政府からの独立、および③会員選考における自主性・独立性の各要件)を充足しておらず、私たちの会長声明で示した5つの懸念(①大臣任命の監事の設置を法定すること、②大臣任命の評価委員会の設置を法定すること、③「中期目標・中期計画」を法定すること、④コ・オペレーションの考え方の逸脱になる次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること、および⑤選考助言委員会の設置を法定することに対する懸念)を払拭していないので、日本学術会議は、国会に対して、法案がナショナル・アカデミーの5要件をすべて充足し、会長声明で示された5項目の懸念をすべて払拭したものとなるよう修正を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。」

＜背景＞

私たちは、法案が、日本学術会議を、**形式的**には一定の連続性を保ちながらも、**実質的**には現在のナショナル・アカデミーとしての5要件を堅持している「現在の日本学術会議」とは似て非なる存在（**「政府従属的な疑似ナショナル・アカデミー」**）に**変容**させるものであることに強い危惧を抱き、法案がそのまま国会を通過すれば、日本の学術世界が、全国民の視点から見て、歴史的にも世界的にも**取り返しのつかない**ことになることを憂慮し、**今この剣が峰で的確に対応しなければ、未来に大きな禍根を残すことになる**と考えた。

これは、「**学術の終わりの始まり**」（梶田隆章元会長の表現）の「規範化」「強制駆動」に対する懸念である。

そこで、法学委員会としては、4月14日、15日の日本学術会議総会において、**法案に対する会員の意思表示**が、**「決議」という手続**を踏むことなく、事実上の法案承認という形に終わってしまいかねないことに対して強い懸念をもったことから、会員の意思を何らかの形で明確化すべきであるとの結論に至った（本日、この機会を与えてくださったことに、心から感謝いたします。）。できるだけ多くの方々に、法的見地からの評価の情報を共有していただき、**「科学者としての良心」に基づく判断の基礎資料**として活用していただければ幸甚です。

(以下、説明)

76年前、私たちの先輩科学者は、戦争の惨禍のまだ消えないここ東京で、日本国憲法が志向する「自由で民主的な文化国家・平和国家」(現、日本学術会議法前文参照)を科学を用いて創造的に構築するという崇高な使命をもって、この**日本学術会議を創設**した。

現在の私たちは、独立した日本学術会議制度の**存亡の危機**に直面し、「ナショナル・アカデミーの5要件を完備した現在の日本学術会議」が、永続できるか否かの試練を受けている。

今日、そして明日、私たちは、戦後日本における科学の進歩に多大な貢献をされた先輩科学者の魂の声、そして全国民の心的心声を聴きながら、日本における学術世界の未来を大きく左右する**重大な決断**をするために、この東京・乃木坂の地に参集した。

★この提案を可決していただいたら、「オープンな国会の場で、日学が法案修正に向けた『対話のチャンネル』を開くことができる」、、、内閣府（有識者懇談会）では？・・・修正（削除も含む。）を求める具体的内容の一部は以下の通り

「日本学術会議法案の修正の方向について」

（追加資料・・・提案賛同者の会合で資料化）

2025年3月7日に閣議決定された日本学術会議法案は、ナショナル・アカデミーの5要件に適合しない内容となっており、少なくとも、以下のような方向での修正が検討される必要がある。

検討に当たっては、他の独立法人等の法制や従来の法制上の慣例にとらわれず、ナショナル・アカデミーの本質に即した柔軟かつ独自の制度設計が考えられねばならない。

○ 目的・基本理念について

法案は「**前文**」を置かず、新たに「目的」(1条)、「基本理念」(2条)についての規定を設けている。現行法の前文は、各分野を代表する科学者相互の議論を経てその**総意に基づき制定**されたものであり、同様の手続を経ないまま内容を改変すべきではない。

また、「基本理念」規定では、ナショナル・アカデミーにとって不可欠である「**独立姓**」の**尊重**についての言及がない。

【修正の方向】

法案1条に代えて、現行法の前文を基本的に維持する。その上で、科学者の総意をふまえ、必要な内容(例、平和的发展等)を付加することなどが考えられる。

法案2条2項については、「その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない」を、「...自主性、自律性及び**独立性**を常に**尊重**しなければならない」と改めること、あるいは「独立性」については別の項を設けることなどが考えられる。

○ 大臣任命の監事の法定について

大臣任命の(会員外の)監事が日本学術会議の**業務全般を監査**することとされており(8条、19条、20条、23条等)、活動面での政府からの独立性が阻害されるおそれがある。日本学術会議が自律的に、業務について説明責任を果たすことができる仕組みが必要である。

【修正の方向】

監査のために監事を法定するのであれば、大臣任命ではなく**総会の任命等**による、**会員の監事就任**を妨げない、監査の対象から意思の表出やその内容に関する事項を除くなど、活動面での政府からの独立性が十分に担保されるよう、関連規定について所要の改正を行うことが考えられる。

○ 大臣任命による評価委員会の内閣府設置の法定について

大臣任命の(会員外の)評価委員からなる日本学術会議評価委員会が内閣府に設置され、自己点検評価の方法及び結果、中期的な活動計画について意見を述べることとされており(51条)、活動面での政府からの独立性が阻害されるおそれがある。日本学術会議が自律的に、業務について説明責任を果たすことができる仕組みが必要である。

【修正の方向】

評価委員会を法定するのであれば、「レビュー委員会」等、独立行政法人の評価とは一線を画した組織とすること、あるいは、日本学術会議内部の組織とすること、大臣任命ではなく総会の任命等によることなどが考えられる。

○ 中期的な活動計画の法定について

「**中期的な活動計画**」の策定が**法定**され(42条、51条)、大臣任命により内閣府に設置される**日本学術会議評価委員会**が**意見**を述べることとなっており(51条)、**活動面での政府からの独立性**が阻害されるおそれがある。

【修正の方向】

活動が過度に制約されないよう、「活動計画」ではなく「**活動方針**」といった文言を用いることが考えられる。また、「活動方針」に関する規定を設ける際には、特に、**現在のアクション・プランに基づく活動が阻害されない**よう、十分に留意する必要がある。

○ 選定助言委員会の法定について

会員の選定に当たっては、**会員以外の者から組織される選定助言委員会**が、選定方針や会員の候補者の選定に関して、意見を述べることとされている(26条)。総会の選任によるとはいえ、**会員以外の者からなる選定助言委員会**が選考過程に関与することは、**コ・オプテーションの原則にそぐわない**。

【修正の方向】

選定助言委員会に関する規定(26条等)を**削除**する。

○ 新法人発足時及び発足3年後の特別な会員選考について

新法人発足時及び発足3年後の会員選考では特別な選考の仕組みが採られ、会員以外の者をも構成員とする候補者選考委員会が、候補者選考に関与することとされており(附則3条～7条、23条)、コ・オプテーションの原則が大きく制約されている。

【修正の方向】

特別な会員選考に関する規定(附則3条～7条、23条の関連部分)を削除する。

○ 財源措置について

法案では、政府は「必要と認める金額を補助することができる」との規定になっている(48条)。財源が補助金のようなものとなる場合、政府の裁量が広く働く余地があり、学術会議の活動の自律性が大きく制約されかねない。

【修正の方向】

法人の特性には配慮しつつも、十分な財源が確保されるような規定とする。少なくとも、「その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」と定める独立行政法人通則法46条よりも財源の保障を強化する必要がある。

<重要な留意点>

1. 「前文」、他に例がない(政府見解)か？

→ 前例はある(例、教育基本法等)。

万一特定の立場からの考え方として前例がないとしても、前例がない法人—「日本の学問・学術の自由を保障するナショナル・アカデミー」—を創るので、書くことができる。現行日本学術会議法は、他に類例を見ない憲法23条の学問の自由に係る「基本法」的な存在である。

2. 法制上無理(政府見解)か？

- ・ 「**独立**は書けない」すでに独立しているので(政府見解)

→ すでに独立していても確認的に記載すべき。

例、会計検査院法1条等

- ・ 「**尊重**は書けない」例がない(政府見解) 自主性・自律性の(尊重よりも弱い)

「配慮」に留める理由として

→ 例、教育基本法2条の中には、4か所も「尊重」が使用等

- ・ 「経費は**国庫の負担**とする、とは書けない。」外部資金が得られなくなるので(政府見解)

→ 立法技術として、「但書」等で、自主財源・外部資金の獲得を妨げない旨の規定を置けばよい。

3. 「部」に関する規定がなく、政権の意向で、3つの部のバランスが崩れる(特に、第一部?)。→明記の要求

Cf. 6名の任命拒否は、第一部・人文社会科学から

「連携会員」(現在は法律事項。約2000名)も明文規定がない(「若手アカデミー」にも影響)・・・規則事項(規則で規定)としても、「補助金」が出るかどうかは分からない。

法定の必要事項(法律事項)ではないので・・・独自システム自主財源?

→活動を停滞させないように、法律に明記の要求

4. 将来を拘束する「中期的な活動計画」、「年度計画」

・・・期をまたぐ日学活動の特殊性は、どう考慮されるのか?

先(前)の年度の日学の活動が、後の年度の活動を左右

特に、期をまたぐ年度の問題

→「活動方針」に留める

5. **秘密保持義務、罰則、解任請求、不正の行為、是正措置**等による萎縮効果
→これらの規定の削除または対象の限定・明確化を
6. **「金をもらい、口を出すなは、身勝手」か？**
「独立」とはそういうもの(独立の本旨・・・現、日本学術会議法)
裁判所(憲法76条)、会計検査院(憲法90条、会計検査院法1条)
現行日本学術会議法(憲法23条参照)
・・・ただし、**独立の保障**には、**自己規律(自治)の重要性**
→自己点検評価とその公表、市民の評価等
7. **職員の負担増** 組織・手続の肥大化
・・・条数の爆発的増加に伴う法令遵守のための事務作業の増加など
8. **政府見解における「美しく魅力的なキーワード」の多用化の背後**にあるもの
「透明化」・・・その名の下での外部からの介入・関与・統制の正当化
「ガバナンスの確保」・・・自由・自治の切詰めによる外部者の介入・関与・統制の容認
「外部の知見」の注入・・・外部からの介入・関与・統制の正当化、等

特殊法人としての学術会議は独立性が高まるのか？

「日本学術会議法案」（2025年3月7日閣議決定）のポイント

法案は、現行日本学術会議法を廃止（附則28条）し、同名の組織を新法によって「法人」（3条。特殊法人）として設置する

単なる設置形態の変更ではなく、性格が変わり、これまでのような学術会議は事実上解体される。 特殊法人の例：沖縄振興開発金融公庫、NHK、日本たばこ産業KK、新東京国際空港公団、日本年金機構、中央競馬会等

特殊法人とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）を指します。政府が必要な事業を行おうとする際、その業務の性質が企業の経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等において、主務大臣がその監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとするため、特別の法律によって法人を設ける場合があります。

* 学術会議は、「政府の事業」を実施する組織ではない。

* 学術会議の「業務」の性質は「企業の経営」や「能率的経営」にはなじまない。

* 学術会議は、他の特殊法人や独立行政法人には存在しない、科学者である「会員」によって構成され、自律的に運営されるべきものである。

* 現行法では、学術会議の推薦に基づいて会員を任命するだけで監督は行なわないが主務大臣として監督権を行使する。内閣総理大臣は、法案では、任命は行なわないが主務大臣として監督権を行使する。

総務省
ウェブサイト

★法規の枠組み・・・運用・裁量による対応を困難にする規範構造、

↓ 不正行為、違法行為等、是正措置の対象化？

19

法律

日本学術会議法

独立行政法人通則法の準用（52条ほか）

政令・・・**以下、未公表**

日本学術会議評価委員会に関し必要な事項（51条）

（初期会員の）候補者選考員会に関し必要な事項（附則6条）

積立金の処分に关し必要な事項（47条）

国の有する権利・義務を承継する資産の評価に関し必要な事項（附則18条）

学術会議に無償使用させる国有財産（附則19条）

内閣府令・・・**以下、未公表**

監事による業務の監査報告の作成（19条1項）

会長の選任理由等の公表事項（21条4項）

選定助言委員・運営助言委員となれない者（26条3項、27条3項）

中期的な活動計画（42条）、年度計画（43条）

各事業年度の自己点検及び評価、自己点検評価書の提出（44条）

貸借対照表等、事業報告書の作成（45条）

内閣総理大臣に対する初期会員の推薦（附則4条）

（初期会員の）候補者選考員会が定めるべき事項の一部（7条2項）

会長職務代行者による成立時総会の招集の通知（附則22条2項）

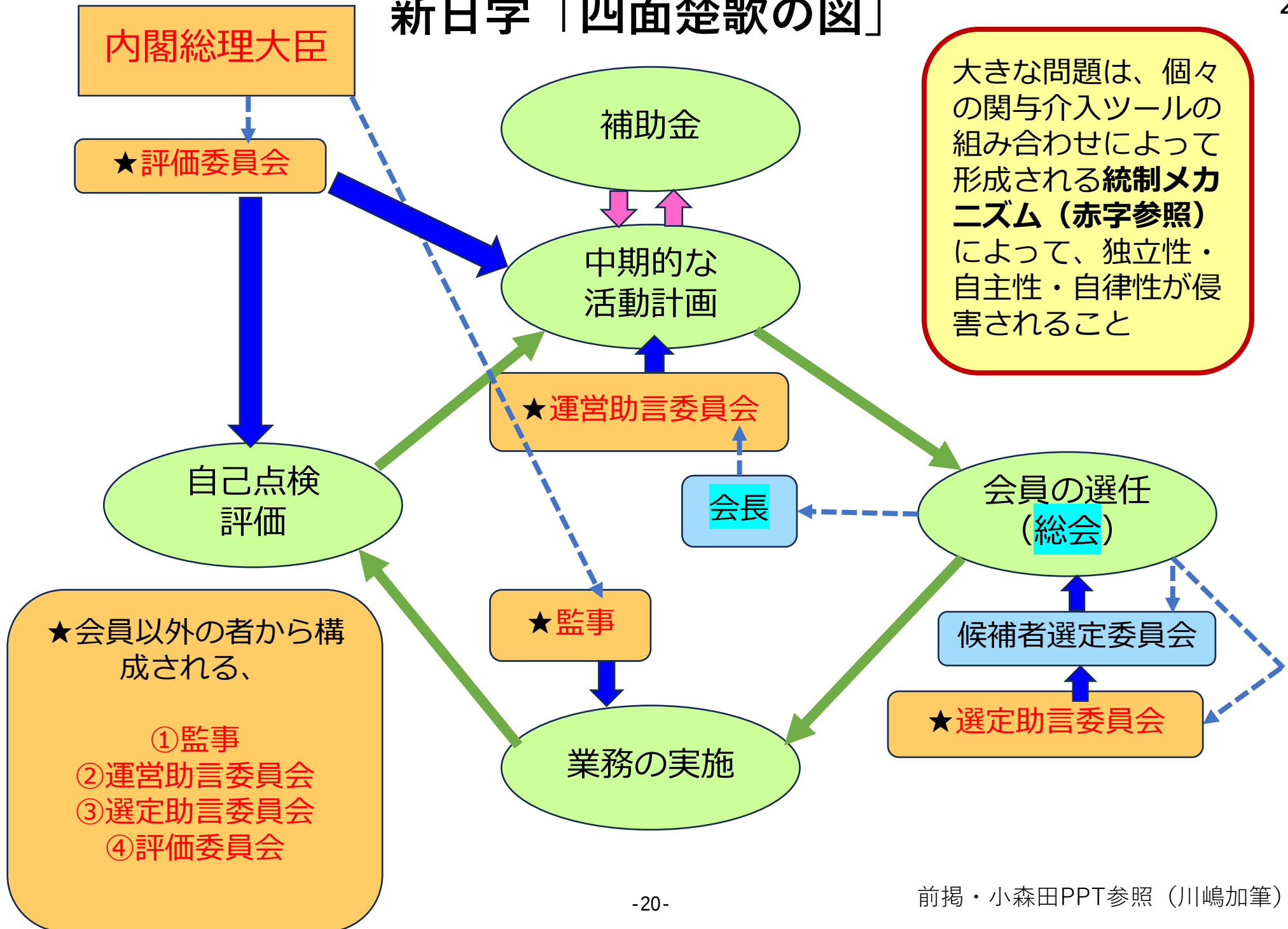
日本学術会議規則・・・・・・・・自主・自律性確保のための「規則事項」の極小化、財源保障は？

会員候補者の選定に関し必要な事項

学術会議の運営に係る基本的な事項

学術会議の実際の運営を左右する重要事項が、学術会議自身の自律的決定ではなく、内閣府の決定に委ねられている。

新日学「四面楚歌の図」



★会員についての経過措置（附則3～6条）

第26期
定数210

2020.10任命 99 (欠員6)	2023.10任命 105
--------------------------	------------------

(第27期)
定数230

承継会員 105	2026.10任命 125
-------------	------------------

再任不可
定年70歳

(第28期)
定数250

125	2029.10任命 125
-----	------------------

再任あり

(第29期)
定数250

2032.10任命 125	125
------------------	-----

再任あり

「6年の任期を保障する配慮をして頂いた」と受け止めるか、「質的に異なる組織の会員となることを受け入れることはできない」と考えるか、**現会員（105名）**は判断を問われる。

「候補者選考委員会」による
特別な手続
施行日2026.10.1
以前に発動される

候補者選考委員
が引き続き関与
→ **リセットさ
れるコ・オブ
デーションから
承継会員を排除**

会員から「候補者選定
委員会」が選出される
新たな手続

＜参考資料1＞法案に対する数多くの（反対）声明の存在

- ・大学フォーラムの資料集参照（逐次追加継続中）

<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/materials/scjincorporationmaterials/>

例、日本学術会議元会長
日本弁護士連合会
多数の学協会、等

<結び>

私たち科学者が、後世につながなければならないのは、「自由で民主的な文化国家・平和国家」を、科学的知見で下支えできるナショナル・アカデミー。

そのためには、戦前の反省を踏まえ、それを忘れることなく未来につなぐことができる、「ナショナル・アカデミーの5要件を完備した日本学術会議」を存続させなければならない。その成否が、第26期の私たち(だけ)の双肩にかかっている。

大切なことは、「**科学者の科学者による全国民・人類社会のための日本学術会議**」が、この日本の国土から消え去らないように、私たちは、**国会に法案の修正を求め**ていかなければならないということ。

今日明日の、ここでの私たち日本の科学者の行動は、決して忘れられるものではない。

会長が提案された(ある種苦悩の)「総会声明(案)」と、この修正提案との関係は、色々な捉え方ができる。ただ、両案が可決されることも、十分にあり得ると考える。なぜならば、この提案が、いわば「**総会声明(案)**」を**補完**し、そこに明記された「修正」の内実を、より一層**明確化・実効化**するものだから。

提案は、科学者として、政治・経済に左右されない科学者の矜持とプライドを示すことを意味する。

学問・学術の自由がもたらす恵沢を未来に引き継ぐために、日本学術会議の実質的な独立の維持・確保のための法案修正を国会に求めるこの提案を、一人でも多くの会員の方々にご賛同いただければと願います。

ただ、知の探究、科学の未来に対する思いは皆同じ。明日の採決の後には、ノーサイド。第26期一丸となって、現行日本学術会議法の下で、日本の現在・将来の学術のために共に活動していければと思います。

日本学術会議法案の修正の方向について

2025年3月7日に閣議決定された日本学術会議法案は、ナショナル・アカデミーの5要件に適合しない内容となっており、少なくとも、以下のような方向での修正が検討される必要がある。検討に当たっては、他の独立法人等の法制や従来 of 法制上の慣例にとらわれず、ナショナル・アカデミーの本質に即した柔軟かつ独自の制度設計が考えられねばならない。

○ 目的・基本理念について

法案は前文を置かず、新たに「目的」（1条）、「基本理念」（2条）についての規定を設けている。現行法・前文は、各分野を代表する科学者相互の議論を経てその総意に基づき制定されたものであり、同様の手続を経ないまま内容を改変すべきではない。

また、「基本理念」規定では、ナショナル・アカデミーにとって不可欠である「独立姓」の尊重についての言及がない。

【修正の方向】

法案1条に代えて、現行法の前文を維持する。その上で、科学者の総意をふまえ、必要な内容を付加することなどが考えられる。

法案2条2項については、「その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない」を、「…自主性、自律性及び独立性を常に尊重しなければならない」と改めること、あるいは「独立性」については別の項を設けることなどが考えられる。

○ 大臣任命の監事の法定について

大臣任命の監事が日本学術会議の業務全般を監査することとされており（8条、19条、20条、23条等）、活動面での政府からの独立性が阻害されるおそれがある。日本学術会議が自律的に、業務について説明責任を果たすことができる仕組みが必要である。

【修正の方向】

監査のために監事を法定するのであれば、大臣任命ではなく総会の任命等による、会員の監事就任を妨げない、監査の対象から意思の表出やその内容に関する事項を除くなど、活動面での政府からの独立性が十分に担保されるよう、関連規定について所要の改正を行うことが考えられる。

○ 大臣任命による評価委員会の内閣府設置の法定について

大臣任命の評価委員からなる日本学術会議評価委員会が内閣府に設置され、自己点検評価の方法及び結果、中期的な活動計画について意見を述べることとされており（51条）、活動面での政府からの独立性が阻害されるおそれがある。日本学術会議が自律的に、業務について説明責任を果たすことができる仕組みが必要である。

【修正の方向】

評価委員会を法定するのであれば、「レビュー委員会」等、独立行政法人の評価とは一線を画した組織とすること、あるいは、日本学術会議内部の組織とすること、大臣任命ではなく総会の任命等によることなどが考えられる。

○ 中期的な活動計画の法定について

中期的な活動計画の法定が求められ（42 条、51 条）、大臣任命により内閣府に設置される日本学術会議評価委員会が意見を述べることとなっており（51 条）、活動面での政府からの独立性が阻害されるおそれがある。

【修正の方向】

活動が過度に制約されないよう、「活動計画」ではなく「活動方針」といった文言を用いることが考えられる。また、「活動方針」に関する規定を設ける際には、特に、現在のアクションプランにもとづく活動が阻害されないよう、十分に留意する必要がある。

○ 選定助言委員会の法定について

会員の選定に当たっては、会員以外の者から組織される選定助言委員会が、選定方針や会員の候補者の選定に関して、意見を述べることとされている（26 条）。総会の選任によるとはいえ、会員以外の者からなる選定助言委員会が選考過程に関与することは、コ・オペレーションの原則にそぐわない。

【修正の方向】

選定助言委員会に関する規定（26 条等）を削除する。

○ 新法人発足時及び発足 3 年後の特別な会員選考について

新法人発足時及び発足 3 年後の会員選考では特別な選考の仕組みが採られ、会員以外の者をも構成員とする候補者選考委員会が、候補者選考に関与することとされており（附則 3 条～7 条、23 条）、コ・オペレーションの原則が大きく制約されている。

【修正の方向】

特別な会員選考に関する規定（附則 3 条～7 条、23 条の関連部分）を削除する。

○ 財源措置について

法案では、政府は「必要と認める金額を補助することができる」との規定になっている（48 条）。財源が補助金のようなものとなる場合、政府の裁量が広く働く余地があり、学術会議の活動の自律性が大きく制約されかねない。

【修正の方向】

法人の特性には配慮しつつも、十分な財源が確保されるような規定とする。少なくとも、「その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」と定める独立行政法人通則法 46 条よりも財源の保障を強化する必要があるだろう。

日本学術会議法案に対する評価

令和7(2025)年3月17日

第26期 法学委員会

1. はじめに

学術的に国を代表する独立した学術団体の存在は、自由で民主的な平和国家にとって不可欠である。日本学術会議（以下「会議」という。）は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」（日本学術会議法前文）、1948年に設立された。会議は、設立以来、このような理念の下で、国民から負託された使命（ミッション）を果たすための活動を行ってきた。

政府は、2023年12月22日、会議の法人化方針（内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」。以下「大臣決定」という。）を決定し、その具体化を進めてきた。これに対し、会議は、仮に法人化を行うとしても、それは、ナショナル・アカデミーの5要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を充足し、ナショナル・アカデミーのより良い役割発揮に資するものでなければならないと主張してきた（以下、「5要件」という。日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」2021年4月22日）。その後、政府において会議の法人化に向けた議論が進められる中で、会議幹事会は、ナショナル・アカデミーの役割発揮のためには5要件を制度的に保障する必要があることを指摘した（会議幹事会「より良い役割発揮のための制度的条件」2024年6月7日）。これを敷衍して、会議会長は、特に、(i)大臣任命の監事の設置を法定すること、(ii)大臣任命の評価委員会の設置を法定すること、(iii)独立行政法人のような詳細な『中期目標・中期計画』の策定を義務付けること、(iv)次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オプテーションの考え方の逸脱になる）、(v)選考助言委員会の設置を法定すること（以下、「5項目」という。）については「『近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動』を阻害するもので、とうてい受け入れられない」と表明した（会長声明「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」2024年7月29日）。しかし、その後も大臣決定の基本的見直しがなされることはなく、本年3月7日、日本学術会議法案（以下、「法案」という。）が、閣議決定された。

そこで、法学委員会は、法学的観点から、その法案が、会議総会で決議した上記5要件を充たすものとなっているかという点について検討を行った。

2. 法案の内容

基本理念、目的等 法案では、平和国家の構築等、現行法の前文に明記された会議の重要な使命が欠落し（現行法前文、法案2条1項）、会議が「独立」して職務を行う旨の明記（現行法3条1項）もなく、しかも、運営面での自主性と自律性に対する国の配慮義務を記すにすぎない（法

案 2 条 2 項)。これらの基本理念や目的は、ナショナル・アカデミーの根幹に関わるものであり、法案はそれを踏まえたものとはなっていない。

機関 総会、役員・役員会等について詳細な規定が置かれる一方(法案 10 条～24 条)、部長の互選(現行法 12 条 2 項)も含め、現在の三部制(現行法 10 条～13 条)については何ら定められていない。また、会長の任命による運営助言委員会(法案 27 条)は、必要に応じ、海外アドバイザリー・ボードのように、ナショナル・アカデミーの活動に適した形態で、柔軟に設置・改廃できるようにすれば足り、法定すべき理由が認められない。さらに、現在規則で定めている事項が法定・改変されており(例えば、会員による総会招集請求要件の厳格化。現行会則 17 条 3 項、法案 12 条 5 項)、これら機関についての諸規定が、ナショナル・アカデミーに不可欠な、自律的な内部組織の編成や運用を妨げるおそれがある。

会員の選任等 新たな日本学術会議発足時の会員の選定(特別の選考)について、会長が任命する候補者選考委員に会員以外のものを入れる趣旨の規定を置き、任命に際し内閣総理大臣が指定するものとの協議を義務付けることにより会長の任命権を限定している点、及び同様の仕組みを発足から 3 年後の会員選定にも適用する点(附則 3 条～7 条、23 条)は、発足時及び 3 年後の会員選考におけるコ・オペレーションの本質を否定するものである(5 要件の⑤、5 項目の(iv))。

通常の会員選定については、会員以外から構成され、かつ、選定方針のみならず、候補者選定についても意見を述べることのできる選定助言委員会を法定することにより(法案 26 条)、候補者選定が特定の利害の影響を受ける可能性がある(5 項目の(v))。また、現在規則で定めている事項を含め、極めて詳細な選定規定を設けている点等は、「透明化」の名の下に、規則制定権を削減し(5 要件の④)、会員選考における自主性・独立性を損ない(5 要件の⑤)、選考方法の硬直化をもたらすおそれがある。

会議の業務・運営等 「勧告権」(現行法 5 条)は維持されているが、勧告にかかる事項についての定めが簡略化された(「学術に関する重要事項」。法案 39 条)。政府に対するナショナル・アカデミーの勧告権は、組織の独立が認められなければ、その意義は失われる。

ガバナンス 中期的な活動計画と年度計画について、内閣総理大臣が任命する評価委員会に評価させる仕組みを予定するが(法案 42 条～43 条・51 条)、評価の対象から意思の表出を除外することが担保されておらず、独立性・自主性・自律性の観点から不適である(5 要件の④、5 項目の(ii))。また、内閣総理大臣が任命する監事が、何らの範囲の限定もなく会議の業務のすべてを監査し、内閣総理大臣に意見を提出することができるとされている点(法案 19 条・23 条。5 要件の④、5 項目の(i))、及び内閣総理大臣の是正措置に関する規定(法案 50 条)に加えて、上記のような政府関与の仕組みを設ける点は、会議の活動の政府からの独立性を損なうものとなっている(5 要件の④)。

中期的な活動計画・年度計画の策定、大臣任命の評価委員による評価、大臣任命の監事による監査という組合せによるガバナンスの仕組みは、通常の独立行政法人にあてはまるものではあっても、国からの独立を制度的に保障することによってその機能を有効に発揮することが可能となるナ

ショナル・アカデミーには本来不適である。科学的助言をはじめとする会議の活動は、あくまで、科学に基礎付けられたものである。そのため、諸外国においても、その活動の評価はピア・レビューの形式で科学者により行われている。法案のような監督の仕組みは、主要な民主主義国家のナショナル・アカデミーには例を見ない(5項目の(i)~(iii))。

財源措置 現行法1条3項は、国庫負担の原則を定めている。しかし、法案は、必要と認める金額を補助金により補助することができるとするにとどまり(48条)、安定した財政基盤が確保できないおそれがある。独立行政法人通則法46条は、必要な金額の全部又は一部を交付金により交付する旨を規定しており、独立行政法人よりも財源保障が弱い(5要件の③)。

3. 法案が5要件を充足しているか

以上のとおり、法案は、現在のボトムアップ型のガバナンスを弱め、国によるトップダウン型のガバナンスを強化するものであり、ナショナル・アカデミーがその役割を発揮するために必要な5要件のうち、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性の要件を充足していないといわざるをえない。

法案は会議を法人化するものではあるが、これまでの特殊法人の中には国の下級機関にすぎないと判断されたものもあり(最判昭和53年12月8日・民集32巻9号1617頁参照)、法人化が必ずしも独立性の徹底・保障を意味するわけではない。重要なのは国の関与・監督の内容・程度・方法である。会議の独立性に関する規定の欠如、中期的な活動計画・年度計画の法定、大臣任命の評価委員による評価、大臣任命の監事による監査、内閣総理大臣の是正措置、新たな会議発足時及び3年後の会員選考における特別の選考、重要な事項を国会ですら関与できない政令・府令に委ねること等により規則制定権を制限していること等に鑑みると、法案は、5要件の中で最も基層的な「独立」の要素を欠くものである(5要件の④・⑤)。

法案自体が5要件の④・⑤を充たしていないため、新たな会議発足後、会議の役員や会員が法案の不適切な部分を運用によって是正することは不可能である。そのような試みは、新たな日本学術会議法またはその趣旨に反する運用であるとして、内閣総理大臣による是正措置の対象となることも考えられる(法案50条1項)。

(以上)